

# 高速船規則検査要領

高速船規則検査要領

2014年 第2回 一部改正

2014年12月19日 達 第65号  
2014年7月29日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 14 編 国際航海に従事する船舶に対する特別要件

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

##### 1.1.1 適用

-1. HSC コード 7.3.1.3 の規定に関し、階段室は、低火災危険場所と分類して差し支えない。

-2. HSC コード 7.4.1.3 の規定に関し、次の(1)から(3)によること。

(1) HSC コード 7.4.1.3 の規定は、すべての閉囲された区画並びに貨物区域及びロールオン・ロールオフ区域における開放甲板に適用すること。ただし、次の(a)又は(b)に定める場合は、この限りではない。

(a) 火災の危険性がないとみなされる区画及び開放甲板（貨物区域及びロールオン・ロールオフ区域における開放甲板を除く。）は本規定に適合する必要はない。ここで、火災の危険性がないとみなされる区画とは、発火源を含まず、可燃性の船体構造のほか少量の可燃性材料のみを含む区画をいう。煙探知器が設けられている場合には、これらの区画に照明及びビルジ警報装置を設けることができる。

(b) ガス消火装置用の専用の格納場所は火災の危険性がない区画とみなして差し支えない。

(2) HSC コード 7.2.1 に規定される 30 分又は 60 分の耐火性仕切りとして承認された防熱構造は、FTP コードに規定される不燃性の防熱が施工されていることを条件に、難燃性材料としての承認は要求されない。

(3) 床面に難燃性材料を使用する場合、次の防熱構造とすることができる。

(a) スプリンクラ装置が備えられない場所において、不燃性の板又は防熱材で保護された FRP の甲板に FTP コード Annex 1 Part 2 及び Part 5 により承認された床張りを施工したもの

(b) スプリンクラ装置が備えられる場所において、FRP の甲板に FTP コード Annex 1 Part 2 及び Part 5 により承認された床張りを直接施工したもの

~~-3.~~ (省略)

~~-34.~~ (省略)

~~-45.~~ (省略)

## 附 則

1. この達は、2014年12月19日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。